

美浜3号差し止め

仮処分を申し立て

福井地裁 県内住民10人

国内で唯一、運転開始から40年を超えて稼働している関西電力美浜原発3号機は安全栓などに問題があるとして、福井県の住民10人が13日、関電に運転差し止めを求める仮処分を福井地

裁に申し立てた。

申し立てによると、美浜3

号機の基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)は低く設定されているほか、敷地の極めて近くに震源となり得る活動層があり「特別な考慮が必要」などと主張している。経年劣化などで重大事故につながるおそれがある。避難計画も「実効性がない」と訴えている。

申し立て後、住民側は福井市内で記者会見し、代理人の笠原一浩弁護士は、福井地裁が2014年5月に大飯3、4号機の運転差し止めを命じたことに触れ、

「もう一度、福井の地から危険なものは危険だと判断してもらいたい」と語った。申し立ての一人で、福井市の南康人さん(60)は「40年超運転を認めることは、福島事故をなかつたことにしているのと同じ。許してはいけない」と述べた。

美浜3号機を巡っては昨年12月、福井など3府県の住民9人が求めた同様の仮処分の申し立てを大阪地裁が退け、運転差し止めを認めない決定をした。住民側は決定を不服として今年1月4日、大阪高裁に即時抗告した。

美浜3号機は1976年に運転を開始。2021年6月に、運転期間を原則40年とするルール下で、国内で初めて40年を超えて再稼働した。テロ対策施設整備のためいったん停止し、22年8月に再び原子炉を起動、9月に営業運転を再開した。